

# 新規起業・事業拡大支援事業費補助金のご案内

市では、産業の活性化を図ることを目的とし「陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金」を創設しました。交付要件等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

## 1 対象者

- (1) 補助金の申請年度内に起業する者又は申請時において起業の日から3年を経過しない者
- (2) 補助金の申請年度内に事業拡大する者
- (3) 主たる事業所又は納税地が市内である者
- (4) 申請日において陸前高田商工会の会員で、当該商工会の指導を受けた事業計画書における損益計画の3年後の事業収入が、300万円を超える事業計画であり、その進捗に関し、継続して経営指導を受ける者
- (5) 納期の到来した市税に未納がない者
- (6) みなし大企業でない者

※補助事業完了後3年間決算報告及び確定申告書の提出をすること。

## 2 対象事業

市内で起業する事業で、市内の産業の振興及び活性化に資するものであって、継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風営法で規定する一部事業
- (3) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア、代理店又はこれらに類する契約に基づく事業
- (4) その他市長が適当でないとする事業

## 3 事業内容（対象経費・補助率・限度額は裏面）～詳細は裏面参照～

- (1) 施設設備取得事業 起業に伴い建物及びその付属設備等を取得すること
- (2) 販売促進事業 顧客を呼び込むために販売促進の取組をすること
- (3) チャレンジショップ事業 チャレンジショップに入居すること、若しくは退去後に市内に事業所を整備すること
- (4) 新分野進出事業 既に事業を営んでいる者が、新分野（産業分類大分類上で異なる業種）で事業を開始すること、又は事業拡大をし新たな事業所等を整備すること

## 4 申請方法・期限

下記の書類を商政課まで提出してください。受付は[令和4年1月28日（金）まで](#)です。

- (1) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業計画（実績報告）書（様式第2号）
- (3) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第3号）
- (4) 陸前高田商工会の指導を受けた事業計画書
- (5) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書等の写し
- (6) 創業セミナー受講者は修了証
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 5 補助金の請求・支払

補助事業完了日から20日以内に下記の書類を商政課に提出してください。

- (1) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）
- (2) 陸前高田市新規起業・事業拡大支援事業計画（実績報告）書（様式2号）
- (3) 起業又は事業拡大したことが確認できる書類（法人：登記簿謄本または定款等、個人事業主：個人事業の開業・廃業届出書）
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 補助事業の完了が確認できる写真、成果物の写し等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（お問合せ）

地域振興部商政課商工係  
TEL54-2111（内線422）

時期	事業区分	対象者	対象経費	条件	補助率	上限
起業	施設設備取得事業	①事業を営んだことのない者	建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、又は備品の取得に要する経費（建物については、改築・改装・改修に要する費用も含む。機械及び装置、備品等は税抜き5万円以上のものとする。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で起業すること</li> <li>・主たる事業所が市内である、若しくは納税地が陸前高田市市内であること。</li> <li>・陸前高田商工会の会員であること</li> <li>・開業日から3年を経過しない日までに申請をすること</li> <li>・事業実施後3年間決算報告書、確定申告書を提出すること</li> <li>・事業継続可能な利益が得られること（3年後の事業収入300万円）</li> <li>・市税の未納がないこと</li> <li>・陸前高田商工会の指導を受けた事業計画であること</li> </ul>	2/3 (創業支援セミナー修了者は3/4)	100万円
	販売促進事業		広告宣伝費、展示会出展費、印刷費、講師依頼費、研修費、ホームページ作成費、市場調査費等の販売促進等に要する経費		1/2 (創業支援セミナー修了者は2/3)	30万円
		②チャレンジショップ入居者	陸前高田市チャレンジショップの入居に要する経費（家賃は除く。）		10/10	20万円
事業拡大	チャレンジショップ事業	③チャレンジショップ退去者	チャレンジショップ退去事業者が市内に施設等を整備する際に要する経費、併せて機械及び装置、又は備品の取得に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用と私用で兼用の事務所、設備等の場合は事業専用割合に応じて対象経費を算定する。</li> </ul> <b>【対象者④の場合の追加条件】</b> 産業分類大分類上で異なる業種に進出すること、若しくは既存事業の拡大をすること	2/3 ※	100万円
					※入居時に補助金交付を受けた額を除き、退去から1年目を期限とする	
	新分野進出事業	④既に事業を営んでいる者	新たな施設を整備する場合に限り、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、又は備品の取得に要する経費（建物については、改築・改装・改修に要する費用も含む。機械及び装置、備品等は税抜き5万円以上のものとする。）		2/3 (創業支援セミナー修了者は3/4)	50万円
販売促進事業	広告宣伝費、展示会出展費、印刷費、講師依頼費、研修費、ホームページ作成費、市場調査費等の販売促進等に要する経費		1/2 (創業支援セミナー修了者は2/3)	20万円		

※本補助金は商工会による支援を受け、事業計画が実現可能であり、かつ、補助制度上の要件に適合すると認められる場合に、申請が可能になります。

※補助金交付決定額は補助限度額を示すものであり、支払額を補償するものではありません。最終的な支払額は事業完了後に現地調査において補助対象経費等を確認してから確定します。